

1. 保健所への届出について

5類移行後は保健所への発生届と毎日の陽性者数の報告(※)が廃止になります。

※現在、HER-SYSまたはFAXで保健所に報告いただいているもの

5/7までは全医療機関が発生届を提出



65歳以上

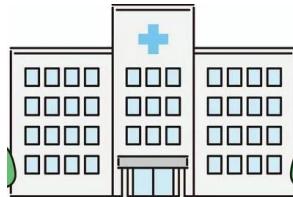
入院患者

妊婦

基礎疾患あり



5/8以降は一部の医療機関だけが定点報告を行う



既存のインフルエンザ定点医療機関が5/8以降は新型コロナの定点報告も行う

定点以外の医療機関については、5/8以降は新型コロナ患者を診察した場合でも保健所への届出・報告は不要です。

2. 新型コロナ患者の入院について

行政による入院勧告は終了。医療機関で入院が必要と判断した新型コロナ患者を他の疾患と同様の手順で医療機関間で入院調整してください。



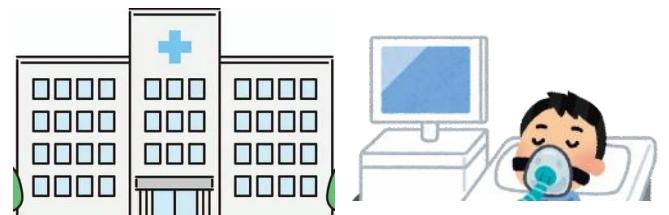
中等症Ⅱ以上の患者で酸素投与が必要など、診察の結果、**入院治療が必要**と考えられる患者については、インフルエンザなど他の疾患と同様の方法で入院を調整してください。



診療所→入院医療機関へ直接相談



※病院の地域連携室や病診連携を行う部署へご相談ください。



3. 患者の行動制限について

5類移行後は保健所から患者への外出自粛要請が無くなります

- ① 外出を控えるかどうかは**個人の判断に委ねられます**。
- ② 患者の同居家族についても、保健所から「**濃厚接触者**」として**特定されることはなくなり**、外出自粛は求められません。
- ③ 療養期間の目安としては、『**発症後5日経過かつ症状軽快後24時間経過**』とされました。これは学校における出席停止期間として学校保健安全法施行規則で規定される予定です。

【療養の目安】※学校への登校を再開する場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	10日目
発症日 			症状軽快日 			登校再開 		

外出を控えることが推奨される期間

※学校保健安全法では5日目までが出席停止期間、6日目から出席可能となる予定

10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があることから、周囲の人にうつらないよう配慮し、マスク着用や高齢者等との接触を控えることが推奨されます

4. 新型コロナウイルスの検査について

5類移行後、保健所は高齢者施設クラスターの検査を重点的に行います。医療機関で判定保留となった患者の再検査(PCR)は保健環境科学研究所では行いません。



医療機関の検査で判定保留となった場合は、1~2日程度の間隔を空けて、医療機関で再検査を行うか、患者に自宅での自己検査(簡易キット)を勧めてください。



◆5/8(月)以降も新型コロナウイルス感染症に関する松江保健所への問い合わせは
松江保健所受診・相談センター TEL:0852-33-7673
へお願いします。(電話番号は従来どおり変更ありません)